

横浜市市民協働推進センター運営事業委託

公募型プロポーザル募集要項

別冊資料編

目 次

- 1 設備一覧（機器構成表）
- 2 備品一覧（※）
- 3 市民協働推進センター図面
- 4 協働契約書（案）

※備品はこれから購入予定のため、納品時に予定と異なる仕様のもものが納入されることがあります。

■設備一覧(機器構成表)

アトリウム側						
NO	品名	台数	単位	型番	メーカー名	備考
D1 操作ワゴン						
D1-1	プレビューモニター	1	台	LCD1330	ADTECHNO	
D1-2	タブレット端末	2	台	9.7型Ipad	Apple	
D1-3	アクセスポイント	1	台	WAB-I1750-PS	エルコム	
D1-4	外部入力パネル	1	面	特型	中京音機	
D1-5	BDデッキ	1	台	DMR-BRW560	Panasonic	
D1-6	CD/SDレコーダ	1	台	SS-CDR200	TASCAM	
D1-7	デジタルマルチスイッチャー	1	台	SL-103C	IMAGENICS	
D1-8	I/Fユニット	1	台	特型	中京音機	
D1-9	同軸/HDMI受信器	1	台	DCE-H1RX	IMAGENICS	
D1-10	HUB	1	台	EHB-UF2A08-PF	エルコム	
D1-11	電源制御ユニット	1	台	WU-L67	Panasonic	
D1-12	ワゴン本体	1	台	特型	ケイアイシー	
D2 機器収納架						
D2-1	ワイヤレス混合分配器	1	台	WD-1810	TOA	
D2-2	デジタルワイヤレスチューナ(4ch)	1	台	WT-D1804	TOA	
D2-3	デジタルワイヤレスチューナ(2ch)	1	台	WT-D1802	TOA	
D2-4	チューナユニット	3	台	WTU-D1800	TOA	
D2-5	DSP	1	台	MTX5-D	YAMAHA	
D2-6	DSPカード	1	台	MY8-AD24	YAMAHA	
D2-7	同軸/音声変換器	2	台	CRO-H26R	IMAGENICS	
D2-8	同軸マトリクススイッチャ	1	台	ILS-1616	IMAGENICS	
D2-9	パワーアンプ	2	台	XMV4280	YAMAHA	
D2-10	I/Fユニット	1	台	特型	中京音機	
D2-11	HUB	1	台	EHB-UF2A08-PF	エルコム	
D2-12	電源制御ユニット	1	台	WU-L67	Panasonic	
D2-13	端子部	2	面	特型	中京音機	
D2-14	ラック本体	2	架	RKC-1000-63N	IDEAL	
D3 演台						
D3-1	マイクロホン本体	1	台	AT891Rb	オーディオテクニカ	
D3-2	モニター	1	台	CL7619N	ADTECHNO	
D3-3	同軸/HDMI変換器	1	台	DCE-H1RX	IMAGENICS	
D3-4	演台本体	1	台	特型	ケイアイシー	
D4 その他						
D4-1	メインスピーカ	1	組	VXS8W	YAMAHA	
D4-2	シーリングスピーカ	3	組	VXC4W	YAMAHA	
D4-3-1	プロジェクター本体	2	台	PT-RZ870JLW	Panasonic	
D4-3-2	ズームレンズ	2	台	DT-DLE105	Panasonic	

市民協働推進センター備品一覧

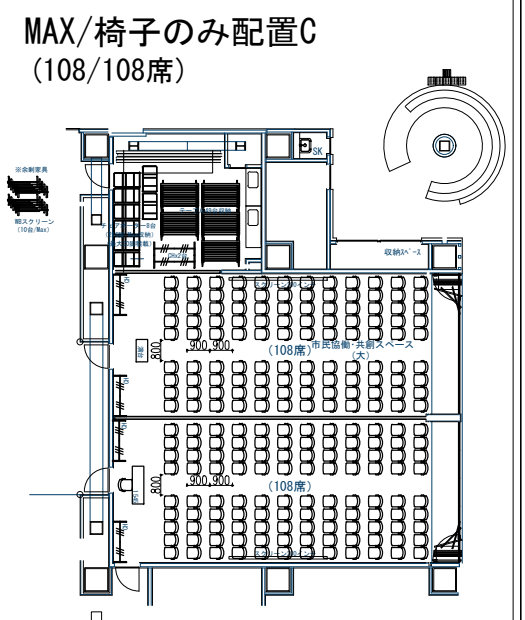
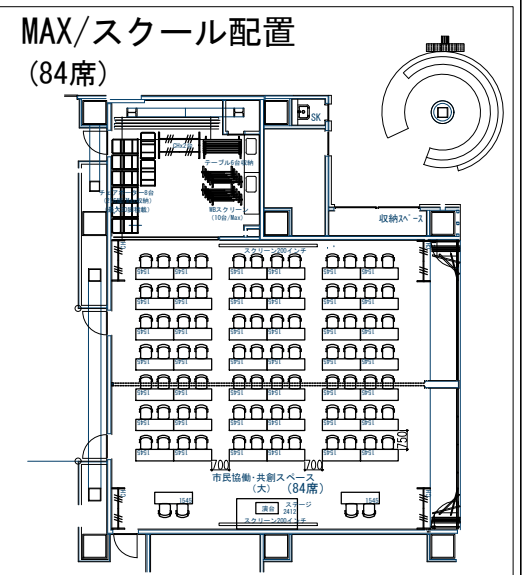
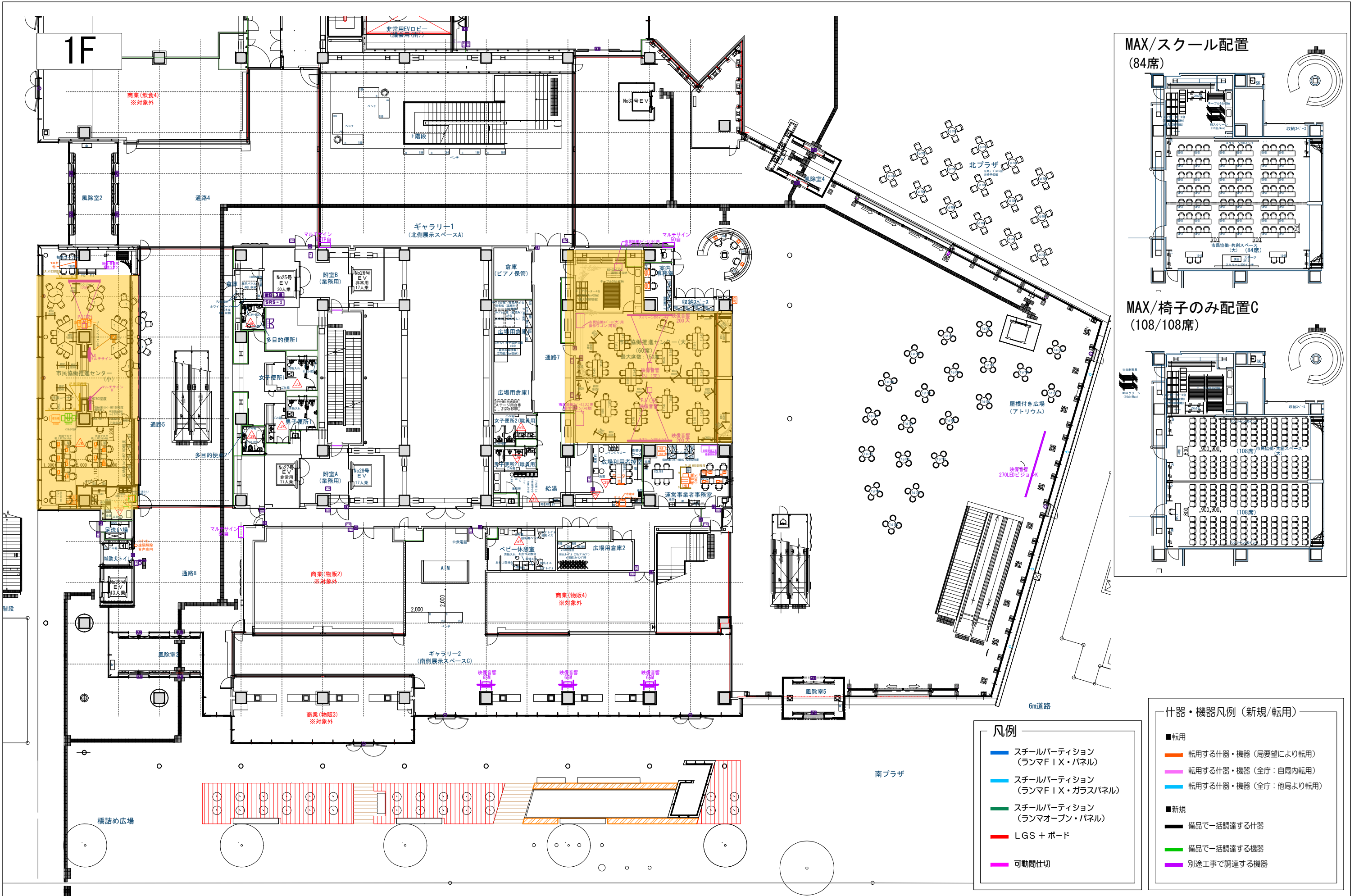
品名	数量	単位	参考例示品		
			品番	メーカー	外寸法 (WxDxH)mm
中軽量ラック	1	個	ERL-16645-1	イトーキ	1800x450x1803
中軽量ラック用壁固定金具	2	個	ERMP-FB100-Z9	イトーキ	—
1 2 人用ロッカー (ダイヤル式)	1	個	HLF-9834SFN-【】* +HLBA-069BA-【】	イトーキ	900x515x1860
2 段式コートハンガー	1	個	23-0030-020	プロクルー	1350x500x(1340~2135)
HUB BOX用ミーティングテーブル (T 字脚・固定・アジャスター・配線無)	1	個	DDE-1597T-【】*	イトーキ	1200x900x700
アクティブボード	2	個	SDWW-1809WW-【】	イトーキ	890x430x1800
一般用リサイクルボックス (セクションタイプ・4 5 L)	3	個	DS-459-045-【】	テラモト	336x403x765
カウンター (スイング扉)	1	個	NSA-9Y【】	イトーキ	585x78x950
カウンター (収納)	1	個	NSA-547A-ZG*	イトーキ	1200x450x840
カウンター (収納ベース)	1	個	NSA-547A-ZG*	イトーキ	W1200用
カバンフック (フラップテーブル用)	6	個	CZRA-HK	イトーキ	—
カバンフック (フラップテーブル用)	8	個	CZRA-HK	イトーキ	—
機器台	1	個	VBS-054B-【】	イトーキ	500x463x785
コードホルダー	2	個	CGA-07TWN-CW	イトーキ	H720用
コードホルダー	6	個	CGA-07TWN-CW	イトーキ	H720用
昇降式ホワイトボード	2	個	SDWW-1809WW-【】	イトーキ	890x430x1800
姿見	1	個	NLK-G2	コクヨ	400x6x1350
タスクライト (LEDタイプ)	10	個	DEL-Z1000【】	イトーキ	—
ハイ・ローカウンター用連結部材	1	個	NSA-083APR-【】	イトーキ	40x800x1300
ハイカウンター	1	個	NSB-569KS-【】*	イトーキ	1200x650x950
ハイカウンター用エンドパネル	1	個	NSA-069(R/L)B-【】	イトーキ	40x720x960
ハンガー	40	個	VWHA-13	イトーキ	W420xt22
パンフレットスタンド	2	個	VBCV-024NB-【】	イトーキ	942x400x1200
ビジネスキッチン (H1800)	1	個	HAK-618AWN-【】	イトーキ	598x440x1800
フラップテーブル	6	個	6-167-330【】	ウチダ	1575x1031x720
フラップテーブル	8	個	6-167-211【】*	ウチダ	1250x750x720
分別シール (その他)	1	個	VWDA-S2*	イトーキ	W169xH70
分別シール (プラスチック)	1	個	VWDA-S2*	イトーキ	W169xH70
分別シール (もやすゴミ)	1	個	VWDA-S2*	イトーキ	W169xH70
ホワイトボードスクリーン (2 連)	2	個	FSK-98ANC-【】 +FSK-98AN-【】 +ESKP-PG-【】	イトーキ	1800x430x1800
ミーティングテーブル (T 字脚・固定・アジャスター・配線付)	2	個	DDE-1577T-【】*	イトーキ	1500x750x700

市民協働推進センター備品一覧

品名	数量	単位	参考例示品		
			品番	メーカー	外寸法 (WxDxH)mm
ローカウンター	1	個	NSB-687KS-【】* +NSA-65KP-ZG*	イトーキ	1400x800x730
ローカウンター用エンドパネル	1	個	NSA-087(L/R)B-【】	イトーキ	40x820x740
ローパーティション (コーナーポスト)	2	個	FZR-15JS-【】	イトーキ	H1535
ローパーティション (全面クロスパネル)	1	個	FZR-0715AR-【】*	イトーキ	600x50x1535
ローパーティション (全面クロスパネル)	1	個	FZR-0815AR-【】	イトーキ	800x50x1535
ローパーティション (全面クロスパネル)	1	個	FZR-0915AR-【】	イトーキ	900x50x1535
ローパーティション (全面クロスパネル)	2	個	FZR-0915AR-【】	イトーキ	900x50x1535
ローパーティション (全面クロスパネル)	3	個	FZR-1015AR-【】	イトーキ	1000x50x1535
ローパーティション (床移動防止金具)	3	個	FZSA-PF	イトーキ	H15
ローパーティション (床移動防止金具)	1	個	FZSA-PF	イトーキ	H15
ワゴン	10	個	CZR-046MRCKB-【】*	イトーキ	400x608x684
ワゴンフック	10	個	SDA-GW10	コクヨ	268x52x53
会議用イス (キャスタータイプ)	36	個	KLD226PG-【】	イトーキ	580x555x820
会議用イス (キャスタータイプ)	4	個	KLD226PG-【】	イトーキ	580x555x820
会議用イス (キャスタータイプ)	2	個	KLD226PG-【】	イトーキ	580x555x820
行動予定表 (壁掛けタイプ)	1	個	BBW-0906EN-WE*	イトーキ	900x17x600
傘立	1	個	VWF-436-W*	イトーキ	735x350x425
事務用回転イス	11	個	KE-417GB-【】*	イトーキ	700x625x925~1040
事務用回転イス用ハンガー	11	個	KEP-44H-【】	イトーキ	—
収納庫 (オープン上下段用)	1	個	HTM-069LS-【】	イトーキ	900x450x692
収納庫 (ダブルベース)	8	個	HTMA-069BTS-【】	イトーキ	900x427x60
収納庫 (トレイA4深型・下段用)	1	個	HTM-109LS-【】	イトーキ	900x450x1038
収納庫 (直線天板)	1	個	HTMA-029TTN-【】	イトーキ	900x450x20
収納庫 (両開き扉)	6	個	HTM-219HSL-【】* オートダイヤルロック	イトーキ	900x450x2076
収納庫 (両開き扉上段用)	1	個	HTM-109HSL-【】* オートダイヤルロック	イトーキ	900x450x1038
耐火金庫コンピューターロック式	1	個	GEH-6108G-WE	イトーキ	610x573x795
壁固定金具	1	個	EQ-A41-【】	イトーキ	40x120x70
壁固定金具	1	個	EQ-A41-【】	イトーキ	40x120x70
連結デスク (両面・基本タイプ)	2	個	CLR-242SED-【】* +CLRA-24DCM-【】*	イトーキ	2404x1200x720
連結デスク (両面・基本タイプ)	1	個	CLR-122TED-【】* +CLRA-12DCM-【】*	イトーキ	1200x1200x720
カバンフック (会議用テーブル用)	45	個	CZRA-HK	イトーキ	—

市民協働推進センター備品一覧

品名	数量	単位	参考例示品		
			品番	メーカー	外寸法 (WxDxH)mm
昇降式ホワイトボード	8	個	SDWW-1809WW-【】	イトーキ	890x430x1800
昇降式ホワイトボード	4	個	SDWW-1809WW-【】	イトーキ	890x430x1800
チェアポーター	4	個	LCE-354	イトーキ	580x895x835
会議用イス（サークル脚タイプ）	150	個	KLA-130-【】*	イトーキ	510x550x770
会議用テーブル（幕板付・棚付）	45	個	THJ-154LNS-E【】	イトーキ	1500x450x700
簡易ステージ	1	個	PNPS-400AL-W【】*	イトーキ	2400X1200x300
簡易ステージ用スカート	4	個	PNSC-4*	イトーキ	1200x300
多人数コートハンガー（20人用）	4	個	VWH-215CS	イトーキ	1500x500x1700



- #### 凡例
- スチールパーティション (ランマF1X・パネル)
 - スチールパーティション (ランマF1X・ガラスパネル)
 - スチールパーティション (ランマオープン・パネル)
 - LGS + ボード
 - 可動間仕切

- #### 什器・機器凡例 (新規/転用)
- 転用
 - 転用する什器・機器 (局要望により転用)
 - 転用する什器・機器 (全庁: 自局内転用)
 - 転用する什器・機器 (全庁: 他局より転用)
 - 新規
 - 備品で一括調達する什器
 - 備品で一括調達する機器
 - 別途工事で調達する機器

市民協働事業「横浜市市民協働推進センター運営事業」に関する協働契約書（案）

協働事業委託者である横浜市（以下「委託者」という。）と協働事業受託者である〇〇以下「受託者」という。）とは、市民協働事業「横浜市市民協働推進センター運営事業」（以下「事業」という。）の実施にあたって、横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）（以下「条例」という。）第8条に規定する市民協働事業の基本原則に則り、条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり事業に関する協働契約書（以下「契約書」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 この契約書は、事業の実施に当たって、委託者と受託者双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定めるものとする。
- 2 委託者及び受託者は、自主性を尊重するとともに、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、双方が自立した存在として協働を進める。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 4 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 5 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書、設計図書及び協働契約特約条項に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 6 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 7 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約書の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約書の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この契約書及び設計図書における期間の定めについては 民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（事業目的の共有）

第2条 委託者及び受託者は、市民と行政の協働により〇〇という事業目的を共有する。

（事業の概要）

第3条 委託者及び受託者は、前条の事業目的を達成するため、協働して次の事業を実施する。

- (1) 事業名 横浜市市民協働推進センター運営事業
- (2) 業務内容
- (3) 事業実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 実施場所 横浜市中区

2 受託者がこの契約書、設計図書に基づき、委託業務を履行しなければならない。

(経費分担及び調査権限)

第4条 第8条に定める受託者の役割については、委託者が受託者に委託するものとし、委託者は次条に定める委託料を負担する。

- 2 受託者は、この契約及びその他の法令に基づき、業務履行結果について委託者の検査を受ける。
- 3 委託者は、この契約及びその他の法令に基づき、委託料を適正に支払う。
- 4 委託者が必要と判断したときは、適時受託者に対し当該協働事業遂行に関する報告を求めることができる。また、委託者は、受託者に対し、必要があると認めるときは、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は運営管理について実地に調査することができる。

(委託料)

第5条 委託金額は、

〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税〇〇〇〇円）とする。

(契約区分等)

第6条 この契約は、確定契約とする。分割払い（12回）とする。

- 2 部分払いはしない。
- 3 分割払いの基準は、分割払内訳書（資金計画表）のとおりとする。

(支払方法)

第7条 委託料の支払場所は、横浜市指定金融機関とする。

- 2 契約保証金は、免除する。
- 3 委託者は、受託者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。
- 4 委託者がその責めに帰すべき理由により第26条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 5 受託者は、前条で定めるところにより、前金払いの支払いを委託者に請求することができる。
- 6 委託者は、前条により前金払いする場合は、当該事業に係る委託料を次のとおり月ごとに、受託者に支払うものとする。

支払対象月	内訳	支払対象月	内訳
令和2年4月	〇〇〇〇円	令和2年10月	〇〇〇〇円
令和2年5月	〇〇〇〇円	令和2年11月	〇〇〇〇円
令和2年6月	〇〇〇〇円	令和2年12月	〇〇〇〇円
令和2年7月	〇〇〇〇円	令和3年1月	〇〇〇〇円
令和2年8月	〇〇〇〇円	令和3年2月	〇〇〇〇円
令和2年9月	〇〇〇〇円	令和3年3月	〇〇〇〇円

(役割及び責任分担等)

第8条 委託者及び受託者は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれ

の責任で行うものとする。

事業項目	受託者の役割	委託者の役割

- 2 前項に定めるもののほか、事業実施途中で新たに役割が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努めるものとする。

(事業の進め方)

第9条 委託者及び受託者は、協働で事業に取り組むにあたり、事業目標及び事業実施計画並びに必要な事項の策定を行う。

- 2 委託者及び受託者は、前項で定める事業目標及び事業実施計画並びに両者で策定した事項に基づき、第8条で定める役割分担にしたがって誠実に事業の適正な執行に努め、定期的に事業進捗状況の確認を行い、必要に応じて事業実施計画の改善を図るものとする。
- 3 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 4 委託者及び受託者は、前3項の実施にあたって、双方で協議する場を設け、協議の過程において行う意思表示及び意思決定について情報を共有し、市民に対する説明責任を負うものとする。
- 5 内訳書は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(事業評価)

第10条 委託者及び受託者は、事業終了後（事業が年度を越えて継続する場合は、各年度終了後）に、条例第15条の規定に基づき事業評価を実施する。なお、本件事業評価は、事業終了後、速やかに行うものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第11条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第12条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(現場責任者等)

第13条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後7日以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第14条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等、委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者の協議の上、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第16条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負

担しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第14条第2項、第15条第5項、第16条、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第14条第2項、第15条第5項、第16条、第17条第3項、第18条第2項又は第19条

第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第14条第2項、第15条第5項、第16条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条第1項ただし書又は第28条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不相当となったと認めときは、相手方に対し契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間中に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不相当となったときは、委託者又は受託者は、委託代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(臨機の措置)

第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち

ち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(損害賠償)

第24条 協働事業の遂行について生じた一般的損害（本条第2項又は第3項に規定する損害は除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の攻めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担しなくてはならない。

2 協働事業の遂行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者が損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担しなければならない。

3 協働事業の遂行に伴い通常避けるべきことができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務をおこたったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

4 前2項の場合、その他当該協働事業の遂行について第三者との間に紛争が生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第25条 委託者は、第14条第2項、第15条第5項、第16条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項若しくは第2項、第23条第4項、第24条又は第28条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(完了検査)

第26条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第27条 受託者は、第26条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第27条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（完了検査前の使用）

第28条 委託者は、第26条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第29条 委託者は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、受託者に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、委託者は、当該修補を求めることができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。
- 4 委託者は、契約の履行の目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、委託者がその滅失又はき損の事実を知った日から6か月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における損害金等）

第30条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、年5パーセントを乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除されるものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りではない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までと契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により、第7条又は第27条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の

支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合等不正行為に対する措置）

第30条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（成果及び権利の帰属・譲渡等）

第31条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び著作権、特許権等の権利については、原則として委託者及び受託者の両者に帰属するものとする。ただし、本件権利の帰属及び使用方法については、発生にいたる経過を踏まえ、両者で協議して定める。なお、当該協働事業実施前に既に受託者又は委託者の各々に帰属している成果及び権利は除くものとする。

2 受託者又は委託者は、この契約によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第 32 条 委託者及び受託者は、本契約に係る締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。但し、委託者又は受託者が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

2 受託者は、事業実施の際の秘密の保持及び個人情報の取り扱いについては、条例第 13 条及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(公開の原則)

第 33 条 条例第 4 条第 2 項、第 8 条第 3 号及び第 15 条第 2 項の規定に基づき、事業に関する情報及び評価は公開を原則とし、委託者及び受託者はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

(委託者の解除権)

第 34 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第13条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 前 4 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (7) 第36条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 34 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその責務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により専任された破産管財人
- (2) 受託者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により専任された管財人
- (3) 受託者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により専任された再生債務者等

第34条の 3 委託者は、この契約に関して、受託者が第30条の 2 第 1 項に該当する場合は、この契

約を解除することができる。

第34条の4 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条及び第38条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、本項第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額（第37条第1項の規定により契約の一部の履行があつたときは、これに相応する金額を控除した額とする。）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

第35条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第34条、第34条の3及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第36条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。
 - (2) 契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第37条 委託者は、第34条から第36条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金額を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第6条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第6条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第34条、第34条の3及び第34条の4の規定に基づくときは、当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額とする。

(2) 解除が前2条の規定に基づくときは、当該余剰額とする。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第38条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(訴訟の管轄)

第 39 条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(相殺)

第 40 条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(疑義事項の取扱い)

第 41 条 この契約（別紙の特約条項の条項を含む。）に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者及び受託者は速やかに協議を行い、解決するものとする。

上記の協働契約について、委託者横浜市と受託者〇〇〇〇とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、協働契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この協働契約の締結を証するため、本書 2 通作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

受託者 〇〇〇〇〇〇〇〇

委託者 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
横浜市長 林 文子

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作人名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。